

契約書を取りかわしましょう

介護保険サービスを利用するには事業者との契約が必要です。

契約上でのトラブル防止のため契約は書面で行ってください。介護保険サービスをめぐるトラブルを未然に防ぎ、安心してサービスを受けられるように、北九州市では「介護サービス利用標準契約書」を作成しています。市の介護保険条例でも事業者に、市が作成する標準契約書を尊重するよう呼びかけています。

○北九州市ホームページでPDFデータをダウンロードすることができます。
http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0418.html



北九州市の標準契約書には“安心マーク”が入っています。



契約時には、重要事項の説明を十分に受けましょう。

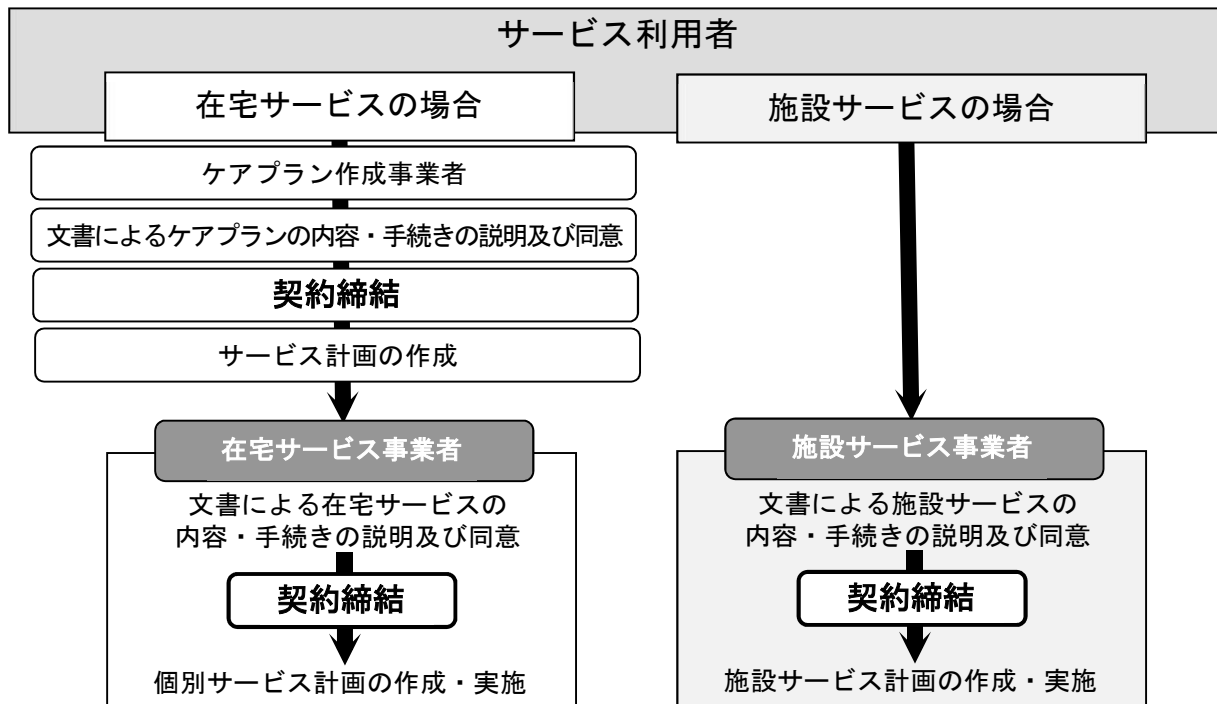
契約に際しては、サービスの内容や「1割～3割の負担額」、「実費負担額（日常生活に要する費用）」などの利用料について、重要事項説明書を受け取り、十分に説明を受けて、同意することが必要です。

キャンセル料などについても確認しましょう。

問合せ	保健福祉局介護保険課	電話 582-2771
-----	------------	-------------

契約締結の手続き

契約時の署名や捺印はサービスの内容などをよく説明してもらい、十分納得してから行いましょう。
契約のことで分からないことはそのままにせず事業者に聞きましょう。



契約時のチェック事項

契約時の署名や捺印はサービスの内容などをよく説明してもらい、十分納得してから行いましょう。
契約のことで分からないことはそのままにせず事業者に聞きましょう。

- 重要な事項に関する説明書の交付を受けて、説明に納得できましたか？
- サービスの内容は、よく分かりましたか？
 - あなたの状況にあった内容ですか？
 - サービスを利用する回数や曜日は、はっきりしていますか？
 - サービスの内容が変更できるようになっていますか？
 - サービスを受けた記録等を見たり、写しを交付したりしてくれるようになっていますか？
- 料金の仕組みを分かりやすく説明してくれましたか？
 - サービスの負担額は、介護保険の対象となるものと対象外のものとを明確にされていますか？
 - 体調不良などの理由で利用中止（キャンセル）した場合の取り決めがありますか？
- サービス提供における事故の対応等についての記載がありますか？
 - けがや体調の急変があった場合などの対応方法の定めがありますか？
 - 利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合の賠償についての定めがありますか？
- 業務上知り得た利用者及び家族の秘密や個人情報を正しく保持し、適正に利用することについて説明を受けましたか？
- 解約する場合、利用者に不合理な内容になっていませんか？
- 契約を終了する場合には、必要に応じて他の機関に適切な情報提供を行う等、利用者へ必要な援助を行うことが記載されていますか？
- 苦情や相談をしても、利用者へ不利益とならないよう対応することが記載されていますか？

介護費用の一部を自己負担します

介護保険サービスについて、下記に示す割合にかかる費用を自己負担します。
介護保険サービスを利用される際は、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を被保険者証とあわせてサービス事業所等に提示してください。

対象者			利用者負担割合
要支援・要介護認定を受けている65歳以上の人	本人の合計所得金額(★)が160万円未満の人		1割
	本人の合計所得金額(★)が160万円以上の人	本人も含め同一世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※1)」が右記の額	
		利用者負担割合1割または3割以外の人	
	本人の合計所得金額が220万円以上で、本人も含め同一世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※1)」が右記の額		単身の世帯は340万円以上 2人以上の世帯は463万円以上

- ※1 「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額(★)」から「年金の雑所得」を除いた所得金額です。
 ※2 所得の変更や同一世帯の65歳以上の人の増減により利用者負担割合が変更となる場合があります。
 ※3 40歳～64歳までの人の利用者負担割合は1割です。
 ※4 住宅改修費・福祉用具購入費は、いずれも領収書記載日時点の負担割合が適用されます。
 ★合計所得金額とは、介護保険法施行令第22条の2第1項に定める合計所得金額をいいます。

◆1カ月のサービスの利用料の目安◆

介護保険は、サービス計画に基づいたサービスに対して給付され、利用者は、その費用の1割～3割を負担します。ただし、1カ月の給付額には、要介護度によって上限(支給限度額)が定められており、超えた部分については全額自己負担(10割)となります。なお、日常生活に要する費用など、全額自己負担のものもありますので、契約の際に「重要事項説明書」を受け取り、確認しましょう。

在宅サービスの1カ月の支給限度額

【在宅での介護サービスを利用できる上限額 ※令和3年3月31日現在】

※在宅サービスを利用する場合、要介護度に応じて利用できる金額に上限があります。

区分	支給限度額(1カ月の利用者負担分の目安)	区分	支給限度額(1カ月の利用者負担分の目安)
要支援1	約5万320円(約5032円)	要支援2	約10万5310円(約1万531円)
要介護1	約16万7650円(約1万6765円)	要介護2	約19万7050円(約1万9705円)
要介護3	約27万480円(約2万7048円)	要介護4	約30万9380円(約3万938円)
要介護5	約36万2170円(約3万6217円)		

※上記の目安は、利用者負担1割の場合です。

※居宅療養管理指導、福祉用具購入費・住宅改修費の支給は支給限度額の範囲外です。

※支給限度額内でサービスを利用した場合は1割～3割の負担となり、支給限度額を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

※サービス事業所によっては、上記の金額に処遇改善加算等が加えられる場合があります。

施設サービスの1カ月の費用の目安

施設サービスの費用は、要介護度(要支援を除く)や施設形態、施設の人員体制などで異なります。施設サービス費用の1割～3割と食費・居住費を負担します。

※おむつ代は、施設サービス費用の中に含まれています。

※施設によっては、日常生活費を負担していただく場合があります。

※施設によっては、サービス費用に処遇改善加算が加えられる場合があります。

利用者負担を軽くする制度

高額介護（予防）サービス費

介護保険では、介護サービスを利用し、1カ月の利用者負担額（食費・居住費（滞在費）は除く）が下記に示す上限を超えると、申請により超えた金額を、高額介護（予防）サービス費として支給する制度があります。※ただし、世帯に複数のサービス利用者がある場合は、上限額の適用が異なります。

令和3年8月から現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

○令和3年7月利用分まで

○令和3年8月利用分から

対象者		利用者負担の 上限額（月額）	対象者		利用者負担の 上限額（月額）
生活保護受給者等、市民税世帯非課税で 老齢年金受給者		1万5,000円	生活保護受給者等、市民税世帯非課税で 老齢年金受給者		1万5,000円
市民税世帯非課税で課税年金収入額と 合計所得金額の合計が年80万円以下の人			市民税世帯非課税で課税年金収入額と 合計所得金額の合計が年80万円以下の人		
市民税世帯非課税で上記以外の人		2万4,600円	市民税世帯非課税で上記以外の人		2万4,600円
市民税 世帯課税の人	一般	4万4,400円	市民税 世帯課税の人	一般	4万4,400円
	現役並み 所得者	同一世帯に課税所得145 万円以上の65歳以上の人が いて、65歳以上の人が 1人の場合は収入が383 万円以上、2人以上の場合 は収入の合計が520万円 以上		年収約383万円以上 約770万円未満	4万4,400円
				年収約770万円以上 約1,160万円未満	9万3,000円
			年収約1,160万円以上	14万100円	

※1 福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、介護保険給付以外のサービス（全額自己負担で利用した介護サービスなど）は、高額介護（予防）サービス費の対象外です。

※2 上限額を超えた金額を一時的に立て替える貸付制度もあります。

※3 総合事業によるサービス（指定事業者によるサービスのみ）についても、高額介護（予防）サービス費に相当する事業があります。

高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用して年間（8月から翌年7月）の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

【自己負担限度額（世帯の年間限度額）】

所得区分（後期高齢者医療加入者及び70～74歳）		後期高齢者医療 制度+ 介護保険	国民健康 保険+ 介護保険	才	所得区分 (70歳未満)	国民健康 保険+ 介護保険
①低所得者	低所得Ⅰ（※2）	19万円	19万円		才	市民税 非課税世帯
	低所得Ⅱ（※3）	31万円	31万円			
②一般（①③以外の人）		56万円	56万円	エ	判定所得（※1） 210万円以下	60万円
③現役 並み所 得者	課税所得145万円以上 （現役並みⅠ）	67万円	67万円	ウ	判定所得210万円超 600万円以下	67万円
	課税所得380万円以上 （現役並みⅡ）	141万円	141万円	イ	判定所得600万円超 901万円以下	141万円
	課税所得690万円以上 （現役並みⅢ）	212万円	212万円	ア	判定所得901万円超	212万円

※ 総合事業によるサービス（指定事業者によるサービスのみ）についても、高額医療合算介護（予防）サービス費に相当する事業があります。

※1 判定所得は、同一世帯の被保険者全ての基礎控除後の総所得金額等の合算額。

※2 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税でかつ各種収入から必要経費・控除（年金収入は80万円）を差し引いた所得がすべて0円となる世帯の方にあたります。

※3 低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税世帯の方にあたります。

問合せ	住所地の区役所保健福祉課介護保険担当	裏表紙参照
-----	--------------------	-------

食費・居住費(滞在費)の負担を軽くする制度

市民税世帯非課税等で介護保険施設・ショートステイを利用している人の食費・居住費(滞在費)は、申請により下記の額に軽減されます。令和3年8月から第3段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。

【利用負担限度額と負担限度額】

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件	負担限度額(1カ月あたり)	
			居住費(滞在費)	食費
第1段階	・市民税世帯非課税(世帯分離している配偶者を含む)で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者等	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	0円～ 約2万6,000円	約1万円
第2段階	令和3年7月まで	・市民税世帯非課税(世帯分離している配偶者を含む)で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万円以下の人 単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	約1万1,000円～ 約2万6,000円	約1万2,000円
	令和3年8月から			約1万2,000円～ 約1万9,000円
第3段階	令和3年7月まで	市民税世帯非課税(世帯分離している配偶者を含む)で、上記第2段階以外の人 単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	約1万1,000円～ 約4万1,000円	約2万1,000円
第3段階①	令和3年8月から	市民税世帯非課税(世帯分離している配偶者を含む)で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年80万円超120万円以下の人 単身550万円以下 夫婦1,550万円以下		約2万1,000円～ 約3万1,000円
第3段階②		市民税世帯非課税(世帯分離している配偶者を含む)で、課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の合計が年120万円超の人 単身500万円以下 夫婦1,500万円以下		約4万1,000円～ 約4万2,000円

※居住費(滞在費)の負担限度額は、居室の種類〔多床室(相部屋)～ユニット型個室〕によって異なります。食費は施設利用・ショートステイ利用で異なります。

※上記以外の方は、施設との契約で定めた額を支払います。

課税世帯における特例減額措置

●市民税世帯課税の高齢者夫婦等で、一方が施設に入所したような場合に、在宅で生活される配偶者等の収入が一定額以下となる場合などには、申請により、食費・居住費(滞在費)の負担を軽減する制度があります。(一定の要件を満たす必要があります。)※ただしショートステイについては適用されません。

社会福祉法人による利用者負担の軽減

介護サービスの提供を行う社会福祉法人(軽減を行う旨を市に申し出た法人に限る)が、低所得者で特に生計が困難な人に対して、利用者負担の軽減を行います。

対象となる施設とサービス

○対象施設：社会福祉法人のうち、軽減を行う旨を市に申し出た法人

実施登録法人 86 法人(令和3年4月1日現在)

※社会福祉法人利用者負担軽減制度実施法人一覧(P.29)参照

○対象となるサービス：その法人が行う以下の介護保険サービス〔食費、居住費(滞在費)、宿泊費も含む〕

- ・介護老人福祉施設
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・訪問介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・総合事業のうち、予防給付型の訪問・通所型サービス
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

軽減の対象者および軽減内容

対象者	利用者負担軽減割合
老齢福祉年金受給者で一定の要件を満たす人	50%
収入が年150万円以下の人で一定の要件を満たす人	25%

※生活保護受給者は、個室の居住費(滞在費)のみ対象で、全額軽減されます。

問合せ	住所地の区役所保健福祉課介護保険担当	裏表紙参照
-----	--------------------	-------

社会福祉法人利用者負担軽減制度実施法人一覧

No.	区	法人名	住所	電話番号	訪問介護	通所介護	短期入所生活介護	介護老人福祉施設
1	門司	敬老会	大字畑 335	481-5161		○	○	○
2		北九州市門司民生事業協会	清滝一丁目 1-1	331-2614		○	○	○
3		陽光会	大字田野浦 1024 番地 6	331-3181		○	○	○
4		恵康会	上藤松三丁目 2-1	382-3111				○
5	小倉北	南風会	南丘一丁目 7-24	591-2434		○	○	○
6		一樹会	片野三丁目 13-15	952-1855		○	○	○
7		愛香会	鋳物師町 9-21	571-7000		○	○	○
8		兼恵園	大手町 17-15	582-0100	○	○	○	○
9		ライフ北九州	大手町 15-1	562-8388	○	○		
10		薫会	萩崎町 1-32	952-1188	○	○	○	○
11		風花会	江南町 2-20	951-4165		○	○	○
12		幸祥会	中井五丁目 17-5	561-1120		○		
13		小倉新栄会	弁天町 8-26	583-4646	○	○		○
14		広寿会	熊本三丁目 12-9	952-8341	○	○	○	○
15		鷹羽会	貴船町 9-5	592-3561		○		
16		正勇会	中井一丁目 7-14	562-2000		○	○	○
17		千里会	片野四丁目 23-2	932-5160				○
18		英会	須賀町 14-14	331-4301				○
19	小倉南	八心会	曾根北町 4-31	474-0100				○
20		菅生会	大字春吉 463-1	452-1351			○	○
21		貴船会	北方四丁目 3-21	964-2766	○	○		
22		敬寿会	大字新道寺 1085-1	453-1222		○	○	○
23		豊和会	沼緑町二丁目 9-1	475-5111	○	○	○	○
24		慈恩会	沼本町四丁目 2-60	475-7021		○		
25		宏隆会	大字横代 380-2	962-5050	○	○	○	○
26		春秋会	曾根新田北三丁目 2-1	474-2288	○	○	○	○
27		双葉会	長行東三丁目 13-17	451-5865		○	○	○
28		北九州市小倉社会事業協会	徳力四丁目 13-1	962-7066	○			
29		松寿会	高野四丁目 12-11	453-1100		○	○	○
30		恵和会	守恒本町一丁目 3-1	962-1008				○
31		容風会	大字長野 455-35	471-1030	○	○	○	○
32		若松	若松ライフ研究所	藤ノ木二丁目 1-22	752-5370		○	○
33	孝徳会		大字安屋 3310-3	741-0055	○	○	○	○
34	敬愛会		西畑町 9-73	752-3777	○	○	○	○
35	八健会		西園町 9-21	752-3555	○	○		
36	広緑会		童子丸二丁目 2-23	701-0170		○	○	○
37	希耀會		大字乙丸 1651-12	742-1188		○	○	○
38	八幡東	ふらて福祉会	山路松尾町 13-25	653-1711	○	○		
39		年長者の里	大蔵三丁目 2-1	652-3939	○	○	○	○
40		北九州市福祉事業団	中央二丁目 1-1	682-0001			○	○
41		誠光会	藤見町 3-1	663-2030		○	○	○
42		善興会	前田二丁目 16-8	661-0077		○	○	○
43	八幡西	西日本至福会	塔野三丁目 16-1	612-5320			○	○
44		薫風会	大字本城 3378-1	695-7000		○	○	○
45		倫尚会	馬場山東一丁目 3-22	617-5773	○	○	○	○

	区	法人名	住所	電話番号	訪問介護	通所介護	短期入所生活介護	介護老人福祉施設
46	八幡西	本城会	藤原四丁目 15-33	601-7760	○	○	○	○
47		援助会	青山二丁目 1-1	631-6311			○	○
48		北九州福祉会	大字則松 103	602-5011	○	○	○	○
49		ひさの里	棕枝二丁目 11-1	619-1171	○	○	○	○
50		せいうん会	楠北三丁目 5-15	619-2100	○	○	○	
51		香月老人ホーム	大字畑 325	617-1970	○	○		
52		もやい聖友会	森下町 27-38	631-2100			○	○
53		無何有の郷	大字畑 696-12	616-7130				○
54		福岡マリア会	船越三丁目 1-13	614-2103		○		○
55		健美会	香月西二丁目 9-3	617-1515			○	○
56	戸畑	いわき福祉会	新川町 3-33	883-3133	○	○	○	○
57		北九州市戸畑民生事業協会	新池一丁目 1-1	881-7303	○	○	○	○
58		福音会	千防一丁目 1-6	873-5115			○	○
59		北九州市手をつなぐ育成会	沖台二丁目 4-8	884-1500	○			
60	市外	悠生会	福岡県大野城市中二丁目 5-5	092-504-1000		○	○	○
61		仁風会	福岡県春日市塚原台三丁目 129	092-595-6060				○
62		日本赤十字社福岡県支部	福岡市南区大楠三丁目 1-1	092-523-1171		○	○	○
63		若杉会	福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 1048	0930-56-5331	○	○	○	○
64		グリーンコープ	福岡市博多区博多駅前一丁目 5-1	092-482-7796	○	○		
65		中間市社会福祉協議会	福岡県中間市通谷一丁目 36-10	093-244-1230	○			
66		福祉松快園	福岡県遠賀郡水巻町吉田南二丁目 9-1	093-201-8800	○	○	○	○
67		白熊会	福岡市城南区別府七丁目 66-3	092-831-8562			○	○
68		恵徳会	福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵 112-3	092-933-1600		○		○
69		山口県済生会	山口県下関市貴船町三丁目 4-1	0832-23-0261	○	○	○	○
70		ふたば会	福岡県三井郡大刀洗町大字高樋 1245 番地 1	0942-77-0877				○
71		さわやか会	山口県下関市長府黒門南町 6-55	083-246-1003				○
72		緑風会	福岡県築上郡吉富町大字楡生 181 番地 2	0979-23-6111	○	○	○	○
73		サミック	福岡県田川郡赤村赤 4538 番地 2	0947-48-9200				○
74		福智会	福岡県田川郡福智町弁城 4193 番地 28	0947-22-1434			○	○
75		鷹羽会	福岡県田川郡大任町大字今任原 3485-1	0947-63-3966				○
76		つつみ会	福岡県遠賀郡岡垣町鍋田二丁目 1-5	093-283-0952			○	○
77		岡垣睦福祉会	福岡県遠賀郡岡垣町大字手野 401 番地 1	093-281-4088		○	○	○
78		朝老園	福岡県朝倉郡筑前朝日 586	092-926-1171			○	○
79		天馬福祉会	福岡県田川郡糸田町 1704 番地	0947-26-2288				○
80		春鶯会	福岡県田川郡香原町大字中津原字百畝 1113 番 12	0947-32-5555				○
81		敬養会	福岡県早良区東入部 2 丁目 16 番 17 号	092-803-2080				○
82		松原福祉会	福岡県田川市大字川宮字高尾 1710 番地の 4	0947-42-0368			○	○
83		宮田親和会	福岡県宮若市長井鶴 324-6	0949-32-9860				○
84		小竹御徳会	福岡県鞍手郡小竹町大安御徳 1696-5	0949-62-0036				○
85		弥光会	福岡県田川郡川崎町大字田原 201-4	0947-73-9003			○	○
86	幸星会	福岡県福岡市早良区次郎丸 4 丁目 7-8	092-407-8378			○	○	

令和 3 年 4 月 1 日現在

利用料の支払いでお困りの人へ

- 災害など特別な理由で、利用料の支払いが困難な人には、負担を軽くする制度があります。
- 決められた利用料や保険料を支払うと、著しく日常生活が困窮するような場合（境界層該当）には、負担を軽くする制度があります。

ホームヘルプサービス利用者負担の軽減

障害福祉施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害のある人であって、介護保険制度の適用を受けることになった人について、利用者負担の軽減措置を行う。

※総合事業によるサービス開始後、総合事業のうち、予防給付型の訪問型サービスについても、利用者負担の軽減措置を行う。

利用者の負担割合

制度移行措置対象者	0%
-----------	----

対象となる人

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている人で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当する人

- ① 65歳の年齢到達前の1年の間に市の障害福祉施策でホームヘルプサービスを利用していた障害のある人で、介護保険の適用となった人
- ② 特定疾病により要介護・要支援の状態となった40歳から64歳までの人

※平成20年6月30日まで経過措置対象として軽減を受けていた人は、経過措置終了に伴い、平成20年7月1日からは、軽減対象外となっています。

利用方法

- 「利用者負担額減額認定証」を訪問介護（ホームヘルプサービス）事業者に提示していただくと、利用料が軽減されます。
- 住所地の区役所保健福祉課介護保険担当に申請してください。

介護サービスの内容などにより、介護保険の給付対象となる費用の自己負担額や居住費（滞在費）・食費の負担額が、所得税の医療費控除の対象になる場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。

問合せ	住所地の区役所保健福祉課介護保険担当	裏表紙参照
-----	--------------------	-------

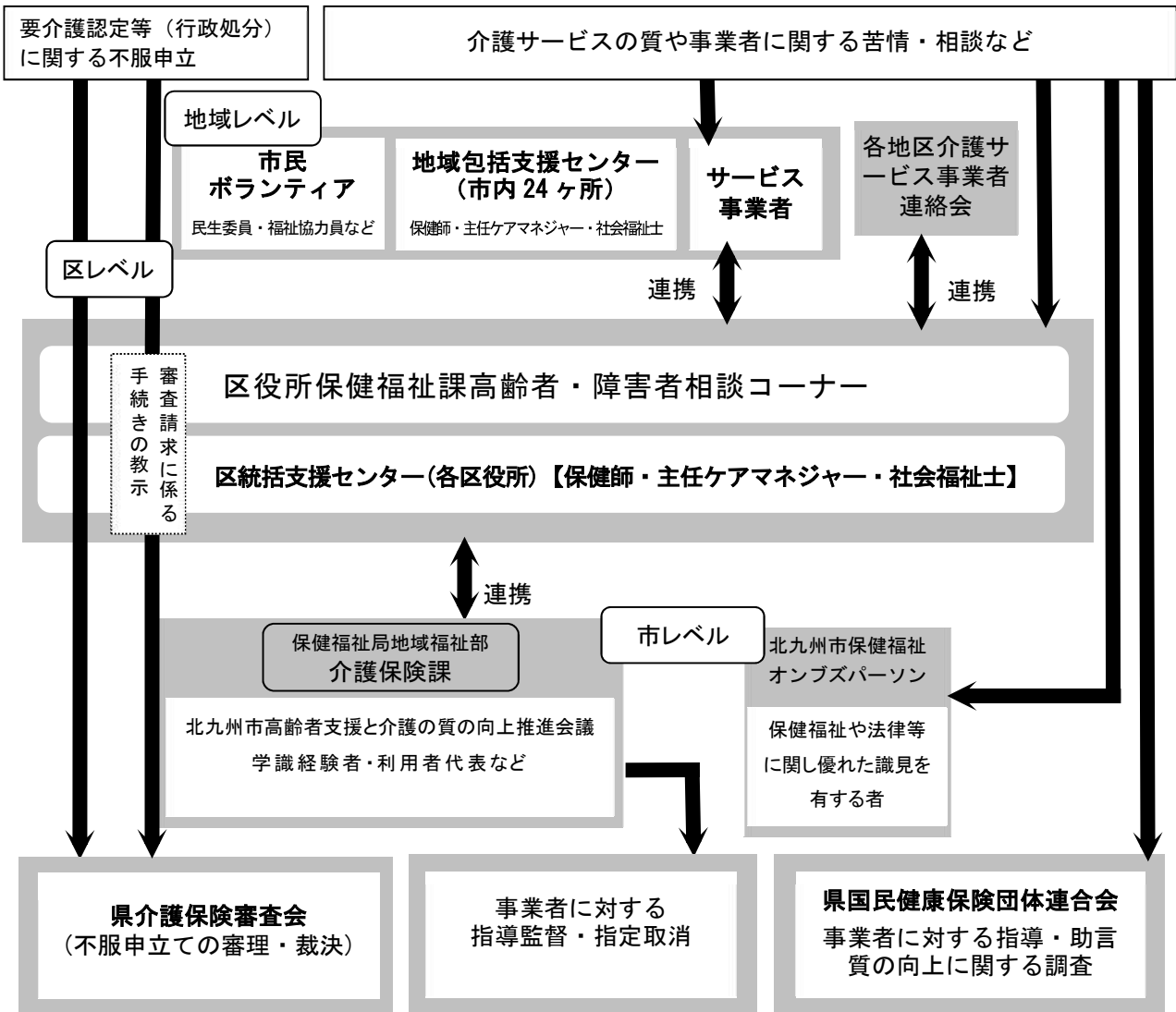
苦情・相談があるときは…

住所地の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー もしくは地域包括支援センターへ！

- 認定結果や保険料の決定などに不服がある場合、結果を知った日の翌日から「3ヶ月」以内に福岡県が設置する「介護保険審査会」に文書又は口頭で審査請求をすることができますが、まずはご相談ください。必要な手続きなどをご案内します。
- 事業者に対する苦情処理機関は、介護保険では区役所の窓口以外にも「福岡県国民健康保険団体連合会」が行っていますが、まずはご相談下さい。詳しくお話を伺い、必要な手続きなどをご案内します。

介護保険に関する苦情・相談対応の仕組み

介護保険に関する市民からの苦情・相談



問合せ	住所地の区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー、 地域包括支援センター	P. 104・裏表紙参照
-----	--	--------------